

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令は、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号。以下「法」という。）の施行に伴い、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成29年総務省・経済産業省令第1号。以下「省令」という。）について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

法第44条により、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）第15条第1項で定める主務大臣が内閣総理大臣に変更され、同項に認定と変更に関する事項についてはデジタル庁と総務省の共管とする旨のただし書が加えられた。それに伴い、省令第13条で定める申請書の提出方法については、デジタル庁及び総務省の共管部分に係る申請のみ副本の提出を求めればよいことから、同条の規定の対象を共管部分に限定した書きぶりに改める。また、申請書等の提出先を「総務大臣又は経済産業大臣のいずれか」から「内閣総理大臣又は総務大臣のいずれか」に改める。

4 施行日

法の施行日（令和3年9月1日）から施行する。